

と畜場法（一部抜粋）

（昭和二十八年八月一日）

（法律第百十四号）

（と畜場の衛生管理）

第六条 と畜場の設置者又は管理者は、と畜場の内外を常に清潔にし、汚物処理を十分に行い、ねずみ、昆虫等の発生の防止及び駆除に努め、厚生労働省令で定める基準に従い、と畜場を衛生的に管理し、その他公衆衛生上必要な措置を講じなければならない。

（と畜業者等の講ずべき衛生措置）

第九条 と畜業者その他獣畜のとさつ又は解体を行う者（以下「と畜業者等」という。）は、と畜場内において獣畜のとさつ又は解体を行う場合には、厚生労働省令で定める基準に従い、獣畜のとさつ又は解体を衛生的に管理し、その他公衆衛生上必要な措置を講じなければならない。

（獣畜のとさつ又は解体の検査）

第十四条 と畜場においては、都道府県知事の行う検査を経た獣畜以外の獣畜をとさつしてはならない。

2 と畜場においては、とさつ後都道府県知事の行う検査を経た獣畜以外の獣畜を解体してはならない。

3 と畜場内で解体された獣畜の肉、内臓、血液、骨及び皮は、都道府県知事の行う検査を経た後でなければ、と畜場外に持ち出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 この項本文に規定する検査のため必要があると認められる場合において都道府県（保健所を設置する市にあつては、市。以下同じ。）の職員が解体された獣畜の肉、内臓、血液、骨又は皮の一部を持ち出すとき。

二 厚生労働省令で定める疾病の有無についてのこの項本文に規定する検査を行う場合において都道府県知事の許可を得て獣畜の皮を持ち出すときその他の衛生上支障がない場合として政令で定めるとき。

4 前三項の規定は、都道府県知事が特に検査を要しないものと認めた場合を除き、前条第一項第四号又はこれに係る同条第二項ただし書の規定によりと畜場以外の場所で獣畜のとさつ又は解体が行われる場合に準用する。この場合において、前項中「と畜場外」とあるのは、「獣畜の解体を行つた場所外」と読み替えるものとする。

5 前各項に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、政令で定める疾病の有無についての検査に係るものは、前各項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、都道府県知事及び厚生労働大臣が行う。

と畜場法施行令（一部抜粋）

（昭和二十八年八月二十五日）

（政令第二百十六号）

（都道府県知事及び厚生労働大臣によると畜検査）

第六条 法第十四条第五項の政令で定める疾病は、伝達性海綿状脳症のうち牛、めん羊及び山羊に係るものとする。

2 都道府県知事が法第十四条第五項の規定により行う事務は、次のとおりとする。

一 前項に規定する疾病の有無についての法第十四条第一項及び第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による検査

二 前項に規定する疾病のうち厚生労働省令で定めるものの有無についての法第十四条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査のうち、確認検査（疾病にかかっていることを確認するために高度な方法により行う検査をいう。以下同じ。）を実施する必要があるものを発見するために簡易な方法により行う検査

3 厚生労働大臣が法第十四条第五項の規定により行う事務は、第一項に規定する疾病の有無についての法第十四条第三項の規定による検査（前項第二号の厚生労働省令で定める疾病の有無についての検査にあつては、確認検査に限る。）とする。

4 前二項の規定にかかわらず、確認検査（当該確認検査の結果の判断に係る部分を除く。以下この項において同じ。）を適確に実施するに足りる技術的能力を有すると厚生労働大臣が認める都道府県においては、前項の規定により厚生労働大臣が行うこととされている確認検査を都道府県知事が行うことができる。

## と畜場法施行規則（一部抜粋）

（昭和二十八年九月二十八日）

（厚生省令第四十四号）

### （と畜場の衛生管理）

第三条 法第六条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

十六 不可食部分等の衛生管理は、次に掲げるところにより行うこと。

イ 不可食部分（別表第一に掲げる部分を除く。）、第十六条第三号の規定により廃棄された物、同条第四号の規定により廃棄された物、別表第一に掲げる部分及びその他の廃棄物は、その種別を表示した専用容器に収納し、処理室外に搬出し、及び焼却炉で焼却すること等により衛生上支障のないように処理すること。この場合において、同条第四号の規定により廃棄された物及び別表第一に掲げる部分の処理については、処理を行つた日、処理の方法、処理を行つた者その他必要な記録を処理の日から一年間保存すること。

3 別表第一に掲げる部分についての第一項第十六号イの適用については、同号イ中「焼却炉で焼却すること等」とあるのは、「牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第七条第二項ただし書に該当する場合を除き、焼却炉で焼却すること」とする。

### （と畜業者等の講ずべき衛生措置）

第七条 法第九条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

三 牛、めん羊及び山羊のときつに当たつては、ピッシング（ワイヤーその他これに類する器具を用いて脳及びせき髄を破壊することをいう。）を行わないこと。

### （検査の結果に基づく措置）

第十六条 法第十六条の規定に基づく措置は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる措置によるものとする。

一 法第十四条第一項の規定による検査を行なつた場合において獣畜が別表第四に掲げる疾病にかかり、又は異常があると認めるとき とさつの禁止

二 法第十四条第二項の規定による検査を行なつた場合において獣畜が別表第四に掲げる疾病にかかり、又は異常があると認めるとき 解体の禁止

### 別表第一（第三条、第七条関係）

（平一六厚劳令一ニ・全改）

牛の頭部（舌及び頬<sup>ほほ</sup>肉を除く。）、せき髄及び回腸（盲腸との接続部分から二メートルまでの部分に限る。）並びにめん羊及び山羊の扁桃、脾臓、小腸及び大腸（これらに付属するリンパ節を含む。）並びにめん羊及び山羊（月齢が満十二月以上のものに限る。）の頭部（舌、頬<sup>ほほ</sup>肉及び扁桃を除く。）、せき髄及び胎盤

別表第四(第十六条関係)

(平一六厚劳令一ニ・全改)

牛疫、牛肺疫、口蹄<sup>てい</sup>疫、流行性脳炎、狂犬病、水胞性口炎、リフトバレー熱、炭疽<sup>そ</sup>、出血性敗血症、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、ピロプラズマ病、アナプラズマ病、伝達性海綿状脳症、鼻疽<sup>そ</sup>、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、豚水胞病、ブルータング、アカバネ病、悪性カタル熱、チュウザン病、ランピースキン病、牛ウイルス性下痢・粘膜病、牛伝染性鼻気管炎、牛白血病、アイノウイルス感染症、イバラキ病、牛丘疹<sup>しん</sup>性口炎、牛流行熱、類鼻疽<sup>そ</sup>、破傷風、気腫疽<sup>しゆそ</sup>、レプトスピラ症、サルモネラ症、牛カンピロバクター症、トリパノソーマ病、トリコモナス病、ネオスポラ症、牛バエ幼虫症、ニパウイルス感染症、馬インフルエンザ、馬ウイルス性動脈炎、馬鼻肺炎、馬モルビリウイルス肺炎、馬痘、野兎<sup>と</sup>病、馬伝染性子宮炎、馬パラチフス、仮性皮膚疽<sup>そ</sup>、小反芻<sup>すう</sup>獣疫、伝染性膿疱<sup>のうほう</sup>性皮膚炎、ナイロビ羊病、羊痘、マエディ・ビスナ、伝染性無乳症、流行性羊流産、トキソプラズマ病、疥癬<sup>かいせん</sup>、山羊痘、山羊関節炎・脳脊<sup>せき</sup>髄炎、山羊伝染性胸膜肺炎、オーエスキー病、伝染性胃腸炎、豚エンテロウイルス性脳脊<sup>せき</sup>髄炎、豚繁殖・呼吸障害症候群、豚水疱疹<sup>ほうしん</sup>、豚流行性下痢、萎<sup>い</sup>縮性鼻炎、豚丹毒、豚赤痢、Q熱、悪性水腫<sup>しゆ</sup>、白血病、リステリア症、痘病、膿<sup>のう</sup>毒症、敗血症、尿毒症、黄疸<sup>だん</sup>(高度のものに限る。)、水腫<sup>しゆ</sup>(高度のものに限る。)、腫瘍<sup>しゆよう</sup>(肉、臓器、骨又はリンパ節に多数発生しているものに限る。)、旋毛虫病、有鉤囊<sup>こうのう</sup>虫症、無鉤囊<sup>こうのう</sup>虫症(全身にまん延しているものに限る。)、中毒諸症(人体に有害のおそれがあるものに限る。)、熱性諸症(著しい高熱を呈しているものに限る。)、注射反応(生物学的製剤により著しい反応を呈しているものに限る。)及び潤滑油又は炎性産物等による汚染(全身が汚染されたものに限る。)

## と畜場法施行規則の一部改正について

(平成 21 年 3 月 25 日)

(食安発第 0325003 号)

(各都道府県知事・各保健所設置市長・各特別区長あて厚生労働省医薬食品局  
食品安全部長通知)

と畜場法施行規則の一部を改正する省令(平成 21 年厚生労働省令第 44 号)が  
本日公布され、これによりと畜場法施行規則(昭和 28 年厚生省令第 44 号。以  
下「規則」という。)の一部が改正されたので、下記の事項に留意の上、その  
運用に遺憾のなきよう取り計らわれたい。

### 記

#### 1 改正の内容

と畜場法(昭和 28 年法律第 114 号)第 9 条の規定に基づき、規則第 7 条第 1  
項に規定すると畜業者等の講ずべき衛生措置として、牛、めん羊及び山羊のと  
さつに当たって、ピッシングを禁止したこと。

#### 2 施行期日

平成 21 年 4 月 1 日から施行されるものであること。

#### 3 運用上の注意

ピッシングの説明として、「ワイヤーその他これに類する器具」とされてい  
るものは、金属製、合成樹脂製、木製等の材質にかかわらず、ワイヤー様のも  
のが該当するものであること。